

第6回 東京都児童福祉審議会専門部会
(児童虐待 地域・現場での対応力のさらなる強化に向けて)
議事録

1 日時 平成24年5月10日(木) 18時50分~20時44分

2 場所 都庁第一本庁舎 北側33階 N6会議室

3 次第

(開会)

1 議事

相談援助部門の機能強化

課題と検討の視点

2 今後の予定等

(閉会)

4 出席委員

松原部会長、柏女副部会長、磯谷委員、犬塚委員、今田委員、高田委員、武藤委員、網野委員

5 配付資料

- | | |
|------|----------------------------------|
| 資料1 | 東京都児童福祉審議会委員名簿及び事務局名簿 |
| 資料2 | 東京都児童福祉審議会第5回専門部会における主な御意見 |
| 資料3 | 児童虐待 地域・現場での対応力のさらなる強化に向けて 課題の整理 |
| 資料4 | 【相談援助部門の機能強化】課題と検討の視点 |
| 資料5 | パンフレット「みんなの力で防ごう児童虐待」 |
| 資料6 | 児童心理司の業務の柱 |
| 資料7 | 児童相談所職員の配置状況(全国比較) |
| 資料8 | 児童福祉司の経験年数 |
| 資料9 | 児童福祉司研修について |
| 資料10 | 平成23年度児童相談体制の強化 |
| 資料11 | 都の児童相談業務の体制のあり方について |
| 資料12 | 他自治体における相談体制 |
| 資料13 | 対応困難ケースの状況 |
| 資料14 | 区市町村児童虐待対応力向上支援事業の概要 |
| 資料15 | 東京都が行う子供家庭支援センター職員等に対する研修 |
| その他 | 資料集 |

○西尾家庭支援課長 それでは、お待たせをいたしました。本日はお忙しい中、御出席をいただきましてありがとうございます。第6回の専門部会を始めたいと思います。

私、この4月より少子社会対策で家庭支援課長になりました西尾でございます。昨年に引き続きまして、よろしくお願ひをいたします。

本日の委員の方の出席状況でございますが、柏女副部会長、それから、武藤委員が少々遅れていらっしゃるということで、あと、中板委員は間もなくお見えになる予定でございますので、定足数に達することを御報告させていただきます。

それから、人事異動がございまして、事務局側のメンバーが入れ替わっております。紹介をさせていただきます。

まず、育成支援課長が、今日、出席はしておりませんが、平倉から栗原に代わっております。

それから、次世代育成担当課長の中野でございます。

それから、児童相談センター児童福祉相談専門課長の坂本でございます。

それから、事務局、児童福祉審議会担当係長、高島でございます。

よろしくお願ひいたします。

次に、お手元の会議資料の配付の御確認をお願いしたいと思います。大量の資料で恐縮でございます。

まず、資料1といたしましては、委員名簿、事務局名簿でございます。

資料2、前回第5回の専門部会の主な御意見を載せております。

資料3につきましては、いつもの3本柱の課題の整理でございます。

資料4、今回のテーマでございます【相談援助部門】の機能強化の課題と検討の視点でございます。

資料5、パンフレット「みんなの力で防ごう児童虐待」。

資料6、児童心理司の業務の柱。

資料7、児童相談所職員の配置状況（全国比較）。

資料8、児童福祉司の経験年数。

資料9、児童福祉司研修について。

資料10、平成23年度児童相談体制の強化。これは以前出した資料の再掲でございます。

資料11、都の児童相談業務の体制のあり方について。

資料12、他自治体における相談体制。

資料13、対応困難ケースの状況。これも再掲でございます。

資料14、区市町村児童虐待対応力向上支援事業の概要。

最後に資料15、東京都が行う子供家庭支援センター職員等に対する研修でございます。

その他資料といたしまして、1点、新しい資料が加わっております。

なお、クリアファイルの資料集でございますが、お持ち帰りにならないようにお願いいたします。

本日の審議会は公開となっております。後日、議事録は、東京都のホームページに掲載されますので、よろしくお願ひをいたします。

この後の進行は松原部会長にお願いをしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○松原部会長 お忙しい中、御出席いただき、どうもありがとうございます。それでは、第6回の専門部会を始めさせていただきます。

今、資料説明の中にもありましたように、今日から次の第7回は、3本目の柱の「相談援助部門の機能強化」の検討に入ることになります。よろしくお願ひをいたしたいと思います。

そこに入る前に、前回部会の振り返りと補足を事務局からお願ひいたします。

○西尾家庭支援課長 それでは、資料2に沿って、御説明を簡単にしたいと思います。

まず、前回意見といたしましては、一番上の母子生活支援施設につきましては、広域措置のときの費用負担の一部補助などがあってもよいのではないかという御意見をいただいております。

それから、1つ飛んで、子育て家庭の窓口につきましては、コーディネーターがワンストップで案内するようなシステムをしっかりとつくるのがよいのではないかという御意見でございます。

それから、中ごろに、中板委員から、母子保健に関して幾つか御意見をいただいております。1つには、発見まではいい体系ができているのだけれども、発見からどれだけ支援につながっているか、この辺のデータがもっと欲しいところだという御意見。

それから、未受診、乳児の全戸訪問事業でなかなか会えないような場合は、しっかりと要対協の台帳に載せて、連絡が取れるようにしていくといった工夫も必要なのではないかという御意見をいただいております。

それから、真ん中よりちょっと下のところで、子育て支援サービスの区市町村の取組み、メンタルの支援が不十分なのではないか、NPOと連携して、もっとサポート体制の充実が必要なのではないかということ。

あと、前回に触れましたプログラムの確立については、大学の先生方との連携がいいのではないかという御意見です。

それから、その下のところ、検診が未受診である、そういったハイリスクのお子さんについて、要対協の要支援児童に含まれるかどうか、この辺のところは国通知でどうなっているのかという御意見でございます。

これにつきましては、資料集のクリアファイルの一番上に通知文を挟んでおります。平成22年の厚労省の通知文でございます。この3ページ目をごらんいただいて、「(3) 母子保健施策と虐待対応の一体的な取組み」の5行目、6行目のところですけれども、乳幼児検診の機会を通じて、受診勧奨を徹底するとともに、それを行っても、なお未受診の状態が続いている場合には、要対協の調整機関を交えて対応を検討し、子供の状態を把握することを徹底すること。なおも状態が確認できない場合は、立入調査等により実施するなど、子供の安全を第一に考えた対応に努めること。そのような記載がございまして、働きかけを行っても未受診が続く場合は、要対協等の枠組みを使って対応すべきとの文言がございます。これが追加の資料でございます。

等々の御意見をいただいております。私からは以上でございます。

○松原部会長 何か訂正とか、あるいは追加の御発言がおありになりますか。

磯谷先生、大丈夫ですか。

○磯谷委員 結構です。

○松原部会長 それでは、先に進みたいと思います。それでは、今日の実際の審議内容に入って

まいります。まず「相談援助の機能強化」ということで、資料3を基にして、資料4で項目立てがされております。事務局に御説明をお願いしたいと思うのですが、長いものになるので、適切なところで切りながら、かつ簡潔にお願いをいたします。

○西尾家庭支援課長 では、調整したいと思います。資料4からまいります。

まず、課題項目なのですが、前回までですと、3本の柱立てのところをそのまま載せていましたが、今回、少しあわかりやすくするために、入り繰りというか、順番を変えて整理をいたしました。2つに大きく分けまして、児童相談所関係と区市町村子供家庭支援センター関係です。児童相談所も、4つのカテゴリーに区切って整理をいたしました。1つは、児童福祉司、児童心理司の配置について。それから、育成について。もう一つは、児童相談所の業務スパンについて。あとはその他でございます。

配置につきましては、この後、資料にございますが、東京都は残念ながら全国平均を大きく下回る状況です。

それから、もう一つ、児童相談所の専門性を支える人員配置はどうかということで、現状では、東京都では事務職が24%、福祉職73%という状況でございます。こうした配置、それから、数がどうなのかというようなところで御議論いただければと思います。

それから、育成については、まず、児童福祉司に求められる能力・資質・専門性とはということで、これはキャリアデザインのところも触れながら議論していただければと思います。例えば、児童福祉司になる前に施設経験があった方がいいのではないかとか、必要な資格はどういったものがあるのか、その辺のところを御議論いただければと思います。

それから、東京都の特徴といたしまして、チーム制を敷いておりまして、そのリーダーをチーフと呼んでおります。その上に係長がおりますが、係長、チーフ、こういった基幹職員の役割を踏まえながら、育成をどうしていくかという視点も御議論いただければと思います。後ほどブロック体制等を図柄で示しながら資料を説明させていただきたいと思っております。

それから、業務スパンについてでございます。児童相談所は、虐待がクローズアップされていますが、それ以外にも、性行相談、障害相談を行っております。1人当たりの持ち件数はいつも100件を超えるところで、ただ、虐待等が非常に深刻化する中で、こういった相談を幅広くやっていく、位置づけるというところがどうなのだろう、スリム化を図れないのか、そういう視点も御議論いただければと思います。

それから、東京都では、初期対応から家族再統合まで、1人の児童福祉司が担っておりまして、この辺のところがどうなのか。分業体制というのも他の自治体では導入されている。こういったところを参考にしながら、より効率的な体制とはどうなのかというところも御議論いただければと思います。

あと、一時保護の増加に伴って困難な親対応、それから、医療機関からの通告、質的にも非常に困難なケース対応が増えている。その中でどう体制を強化していくか。実は、夏に既に緊急提言をいただいている警察OBの配置ですとか、保健師、この部分に関連するところですが、もし今回改めて、保健師、警察OBの配置以外にいろいろ方策があれば、御議論いただければと思います。

その他でございますけれども、こういったハードな業務の中で、児童福祉司・心理司のモチベーションをどうやってアップさせるのかというところも大切です。

あと、もう一つは、児童相談所の調査権限の強化というのも重要なのではないか。例えば、

条例化でそんなようなことができないのか。そういったところも視点として挙がっております。

それから、区市町村関係につきましては、これはネットワークの項目とも重なりますけれども、児童相談所とのケースの見立ての乖離ですとか、要対協の調整力、区市町村の調整力はどうなのだろうとか、あとは、区市町村も、センター長、基幹職員の育成というのはどうなのだろうと、そういったところを課題として挙げながら、現在、検討の視点ですけれども、区市町村につきましては、都として虐待対応のコーディネーターの補助などもしております、そういったところも御紹介させていただきながら議論をしていただければと思います。

まず、ここで切ります。

○松原部会長 それでは、今日、全部の議論が及ぶかどうかは別としまして、児童相談所のことについて議論をすることが1つと、もう一つは、子家センを中心とした議論をするということで、2つでやりたいと思います。それぞれについて、この後、たくさんの資料が用意をされていて、説明を受けたいと思うのですが、検討項目、あるいは検討の視点というところで、新しい視点ですか項目が出ますと、今日は資料的に間に合わないかもしれません、次回の宿題になると思うのですが、こんなことも検討項目として入れたい、あるいはこんな資料があるといいぞというようなところがあれば、今日、御準備いただいた資料の説明の前に一旦伺って、議論をしていく中でまたこんなものが欲しいねというのが出てきても構わないのですが、この時点でのかおありになりますか。あるいは項目ですね。視点。どうぞ。

○今田委員 後ほど出てくるかと思うのですが、児童相談所のスタッフの方の不足に関連するのですが、どうしてもバーンアウトするケースが多いと思います。我々の施設の中でも全国調査がなされていて、全国乳児院福祉協議会で数年前にバーンアウトの率を調べてあります。バーンアウトの定義にもよりますけれども、要するに、やりがいをなくしてしまうというケースはかなりの数にわたっております。資料を拝見すると、若いというか、経験年数の少ない方がいらっしゃると思うのですが、そこがバーンアウトの多い部分でしょうか。それから、バーンアウトの実態を把握されているのかどうかということです。といいますのは、先ほど申し上げた我々の資料によると、必ずしも若い層だけではなくて、確かに5年未満の方がバーンアウトする率が高いのですが、割合で見ますと、次に多かったのは20年以上の非常に経験豊富な、職種を問わず、その辺りが多いのですね。児童相談所においても同様のことがあるのでないかと思うのですが、そういう調査並びにデータというのはござりますでしょうか。

○西尾家庭支援課長 現場レベルでは、実感としてというか、あの方がバーンアウトしてしまったとか、そういった話はあるのですけれども、統計的にデータ化して何人というところでは、今のところ取っていないのですね。ただ、後ほどの資料で、そこを伺わせるような数値があります。後で触れたいと思います。

○松原部会長 そういう資料が含まれている。では、今田先生、その資料説明にかかわって追加で質問をしていただきたい、そのほか、どんな資料が準備できるかというような議論もしたいと思います。

ほかにいかがですか。一旦、資料説明を、児相について、まず受けたいと思うのですが、よろしいですか。では、まず、児童相談所の方の説明、資料5～13でお願いします。

○西尾家庭支援課長 資料5からまいります。パンフレットなのですけれども、これは、もう御案内の方も多いかと思いますが、私どもが児童虐待に関するところでよく使うパンフレットなのです。これがデータを含めて非常にコンパクトにまとまっておりまして、見ていただきたい

のは3ページ、4ページのところです。何を御説明したかったのかと申しますと、児童福祉司の業務の内容を説明したかったのですが、既存でいい資料がなくて、ただ、この絵柄の、例えば、近隣の通告が入って、緊急受理会議、調査、社会診断、総合診断、援助方針会議のプレゼンテーション、家庭裁判所に入所の申請等々が発生した場合は、その資料作成と調整、家族再統合、ここまでを含めて全部児童福祉司が調査、調整をしているというような幅広い業務をしているというところで、ちょっと復習的にごらんをいただきたいという趣旨でこのパンフレットを入れております。

あと、ちょっと話が逸れるかもしれないのですが、10ページをごらんいただきたいと思います。これは虐待の件数なのですけれども、右肩上がりのところが顕著に出ております。10ページの下の左側の折れ線グラフに一時保護所の新規入所の状況が出ておりまして、一番上の紫色の折れ線グラフが虐待による一時保護です。18年度の578が22年度は702ということで、顕著に一時保護の増加がこのグラフからも見て取れるところでございます。これは児童福祉司の業務の俯瞰と、一時保護の状況でございます。

それから、資料6でございますけれども、今度は児童心理司の業務でございます。児童心理司の業務を3つの柱で整理をしてみました。

1つはアセスメントです。子供の心理状況、発達状況の把握、それから、親御さんの心理状況の把握等をアセスメントするというのが1つの業務。

2つ目が心理ケア。文字どおり子供の心理的なケアのところですけれども、個別ケア、グループ指導、通所、または施設訪問、家庭訪問でのケア等々をしております。

それから、もう一つの柱は、コンサルテーションという言い方にしておりますけれども、児童福祉司と共同して、区市町村とか、関係機関の皆様方に対する心理の専門性に基づいた技術支援、指導・助言をさせていただいたらしく、関係機関調整も含めての業務でございます。個別ケースの関係者会議が行われますけれども、そうした席に同席して、心理の専門性に基づいた意見等を申し上げていくというような機会もございます。これをコンサルテーションという言い方にしております、この3つの業務の柱があるのかなという整理でございます。

次にまいりまして、資料7でございます。児童相談所の配置状況。実は、第1回目にも同じような資料を出しておりますけれども、より拡大いたしまして、いろいろな数値も入れまして整理をいたしました。都の児童福祉司の数につきましては、今、定数ベースで183でございます。このグラフを見ると、東京都は7万1, 145人に1人の児童福祉司の配置。これは都道府県レベルでは最下位で、新潟市はもう少し上を行っておりますけれども、最低レベルでございます。全国平均は5万弱ということで、この全国平均まで広げてみると、183から268人必要だよと。これは仮置きというか、1つの目安でございますけれども、それだけ見ても、85人、全国平均に達するには不足しているのだと、そういう状況でございます。

それから、児童心理司は、今、定数ベースで59でございますけれども、これも同じように全国平均で見ていくと、119人いなければいけない、60人不足している。これは倍です。いずれにしろ、東京都の配置状況が数的に非常に厳しい状況であるという1つの目安の資料でございます。

次に、資料8でございます。児童福祉司の経験年数でございます。定数183の内訳ですけれども、まず、1年目で区切れると21. 9%、2~3年目20. 8%、4~6年目、中堅どころですけれども、27. 3%で、7年以上が31. 1%。

下の表で、1年目、2年目別で更に細かく区切りました。これを見ていただくと、実は3年目、4年目が非常に構成比が少なくなっているのです。先ほどバーンアウトの話が出ましたけれども、私の実感ベースでいくと、1～2年目辺りで一生懸命やってくるのだけれども、3～4年目辺りでちょっと疲れてしまうとか、そういったところがもしかしたらあるのかなと。このほかにも、任期つきの児童福祉司が、一応、区切りが3年というところがありまして、その辺のところも影響している数字だと思いますが、このバーンアウトとこの辺のところは、もしかしたら少し関係があるのかなと、私見ですが、そんなふうに思っております。

次に、資料9でございます。これは研修関係でございます。まず、1枚目のところは、これは後でごらんいただければと思うのですが、新任児童福祉司は、このようないろいろなメニューでやっております。それから、それ以外にも、下の方の箱では、児童福祉司の初級研修、中級研修ということで、レベルというか、経験年数に応じて研修メニューを組んでおります。

1枚めくっていただいて、今、触れた体系のところ。それから、2枚目以下にはメニューが載っております。

A4ペーパーをめくり切っていただいて、またA3ペーパーに戻りまして、新任児童福祉司の研修受講者の声というのを参考に載せさせていただきました。6名と母数は少ないのですが、いろいろ忌憚のない意見を聞けたので、参考に載せております。例えば、初年度からすべてを盛り込むのではなくて、2年目、3年目の成長モデルのようなものが欲しいとか、講師の体験、やりがいが伝わるまでには基礎的な経験が必要だと、ロールプレイの実習については、初任者にはまだ自分のスタイルがないので、まずは面接、訪問、電話対応など、モデルとなるようなビデオ、これはビデオではない方がもっといいのでしょうかけれども、実地で先輩方の姿を見てというのが一番いいのしようが、ビデオなどで複数見せてほしいというような意見が出ております。

それから、次をおめくりいただいて、家庭裁判所調査官と児童福祉司の比較でございます。参考に、他の専門職種で、しっかりと研修をやっているところとの比較はできないかということで、その例示で家庭裁判所の調査官の研修を整理をしてみました。一番下のところが重要なのですけれども、研修制度のところです。裁判所の調査官は、調査官補ということで、研修期間2年を設けまして、その2年を相当濃いメニューでいろいろ研さんを重ねているという状況でございます。下の左の箱でございますけれども、前期集合研修 Off-JT が約3か月あって、これは基礎的な知識を学ぶ。それから、その横の実務修習というのがありますが、これが13か月。主任調査官につきつ切りで、マンツーマンで実地の経験をしていくという期間があり、更にその後、6か月間をかけて、今度はグループ討議も含めて、自分の経験を基にプラスアップをしていく。そういう研修メニューを組んでいるそうでございます。任官後においてもOJTは隨時ですけれども、集合研修もいろいろやっている。そういう研修の内容でございます。

一方、児童福祉司、東京都の場合ですけれども、新任研修、約1年間ということですが、この1年間というのは、先ほどの実務修習とは違って、OJTの随時というのがございまして、これは事実上、児童福祉司としての業務をやりながらというようなところでございます。このOJTがどれだけできているかというところが、今、まさに課題となっているところで、いろいろ多忙な中で、OJTを教える方の側もなかなか余裕がないというところも課題としてございます。ただ、形としては、集合研修13日をやった後、OJTをやり、あとは集合研修のところで月2日程度ということで、今、新任の研修メニューを組んでおります。比較でございます。

それから、次のページは、非常に乱暴なのですが、研修体系をイメージということで、たたきを載せさせていただいております。Off-JT、OJT、それから、派遣研修という3つの柱を立てておりますし、そこにスキルの種類、児童福祉司としての専門的スキルというのが1つあるのかなと。これは面接技法ですとか、ソーシャルワーク技法、まさにワーカーとしての専門的な部分のスキル。

それから、もう一つは、公務員としての専門知識。事務職、福祉職問わず、法解釈、公文書作成、そういった公務員としての専門的なスキルが考えられるだろう。

それから、もう一つ、下のベルトのところですけれども、マネージメントスキル。これはどの仕事にも通じるようなスキルです。仕事の進め方、スケジュール管理、プレゼン等々のベルトです。

それから、一番下のところですけれども、これはバーンアウト防止のところにも関係するのかなと思いますが、メンタル管理。児童福祉司は対人サービスでございますので、感情労働とも言われておりますが、その辺のところでメンタル管理が非常に重要だろう。例えば、感情を測る、IQに対応してEQという言い方をしていますけれども、このEQ測定とか、自己の生育歴の振り返りなども、もしかしたらしてもいいのではないかということで、3つのベルトを落とし込んでみました。

それとは別に派遣研修で、例えば、家庭裁判所にある一定の期間、派遣をして、専門性を身につけてもらう、研究機関等に派遣をして、そういった高度なスキルを身につけてもらう、そういうことも考えられるのかなということで、イメージをつくってみました。

次のページは、先ほどの面接訓練、プロセスレコードと、EQの文言の解説でございます。

以上が資料9関係でございます。

続けていいですか。ちょっと長くなりましたが

○松原部会長 いろいろなものが混じってしまっているので、いっててしまいましょう。

○西尾家庭支援課長 わかりました。

資料10は再掲でございます。東京都の体制の特徴でございますチーム制、特にチーフの業務を少し見ていただきたくて載せました。真ん中辺りの「23年度体制強化の基本方針」の四角の一番下に「チーフの業務」というのがありますて、これが区市町村への地域支援業務と、あと、チーム（ブロック）内ケースへの対応、それから、人材育成業務、この辺のところをチーフが担うのだというチーフの業務を載せてございます。

このチーフの業務を念頭に置いていただいた上で、資料11でございます。「都の児童相談所の体制のあり方について」でございまして、例示で、これも現実ベースで少し加工しておりますけれども、現行体制と今後のあり方を2つ並べて資料をつくってみました。

まず、現行なのですけれども、児童福祉係というのが組織上ございまして、それをまたブロックに割っております。現行の例示では2ブロックがございまして、A、Bとありますて、これが7～8人のブロックで、チーフが1人ついているという構成になっております。職種を書いておりまして、経験年数等も書いておりまして、例えば、Aブロックでは、中堅職員が2人いて、2～3年目職員が2人いて、新任職員が3人。先ほどのチーフは人材育成も担うのだというところでございますけれども、もしこの体制のところで新任が3人いた場合、チーフが1人でOJTの指南役としていろいろ指導できるのかというと、なかなか難しい。Bブロックも同じような状況でございます。これは少し誇張もありますけれども、現行のなかなか台所事情の

きついところを少し例示で挙げてみました。

これを、今後のあり方として、業務スパンも含めて、どのようなものが考えられるのか。これを考えてみまして、まず、係を2つに割つたらどうかということがあります。その前に、ブロックの単位を5～6人に抑えることが必要だろうというのが1つあります。Aブロックをごらんいただくと、チーフ以外のところが5人体制です。それから、もう一つが、経験年数です。Aブロックを見ていただくと、チーフがいて、その下に中堅職員が3人いまして、2～3年職員が1人、新任職員が1人ということで、これは理想形ですけれども、チーフが新任職員を中心におJTをするとしたら、そのほかの職員は中堅どころがこれぐらいないと回らない。この体制があつて初めて、きめ細かなOJTができるのではないかという事例でございます。こうした5～6人単位のブロックが2つあったところで1つの係を構成する。係長も、現行体制の15～16人の児童福祉司を束ねるというのではなくて、10人ちょっとの体制のところを1つ係にして、それ以上出っ張る場合は係を割って、このような体制にして、きめ細かく目配りのできる組織にしていくことが必要ではないかという例示をつくってみました。これが資料11関係でございます。

資料12は、他の自治体における相談体制にどのようなものがあるかということで、名前は伏せておりますけれども、視察も以前いたしまして、それを基に事務局で作成をしてみました。A、B、2つ出でますけれども、A自治体は、ざっくり言いますと、グループ1、2、3に分かれて、ここに簡単な図がありますけれども、虐待以外のケースを最初に受けるグループ1というところがありまして、もう一つ、虐待だけに特化して初期対応するグループ2がある。これがいろいろ調査いたしまして、措置決定前まではケースを持っている。措置決定の後は、また別のグループに引き継がれるということで、1つの分業制を取っている自治体もあるということでございます。

それから、次のページをめくっていただきいて、B自治体では更に特徴がありまして、これも分業制を取っているのですけれども、グループ1、2、3があつて、グループ2のところをごらんいただきまして、家庭支援担当というグループをつくっているところがあります。これは家族再統合の支援強化を意識したグループですけれども、入口から出口の出口辺りの支援を充実するために、ここをあえてグループ化して、機能を強化しようと、そういった特徴のある体制を敷いているところもあるという例示でございます。後でごらんをいただければと思います。

資料13は再掲の資料でございまして、警察OBとか、保健師の配置の必要性のところで使わせていただきしております。ここにもSBSの疑いとか、例示で書いてありますけれども、依然としてSBS関係のケースも増えております。次回、もしできたら、もうちょっと具体的なところを追加資料で出させていただければと思っております。一応、ここは振り返りという意味でつけさせていただきました。

ここまでですね。

○松原部会長 それでは、児童相談所関係の資料を、かなりボリュームがあるものでしたが、御説明をいただきました。御質問とか、あるいは、こんな資料があるといいねとか、あるいは、こういう資料を基に、児童相談所をこういうふうに整備をしていったらいい、あるいは改革をしていったらいいのではないかという御意見を出していただきたいと思います。いかがでしょ

うか。どうぞ。

○今田委員 細かいデータをいただきまして、ありがとうございます。資料7になりますが、児

童相談所職員の配置状況というところを見ますと、東京の余りうれしくないデータが載っているのですけれども、これは大都会の1つのパターンかと思ったら、どうもそうではないと思います。我々の福祉施設においては、ファミリー・ソーシャル・ワーカーその他、個別対応職員等々で、虐待事例に対する対応は進んできている、質的にも量的にもうまくいきつつあるというふうに思っているのですが、実は、ファミリー・ソーシャル・ワーカーに聞きますと、丁寧な対応を心がければ心がけるほど、児童相談所との関連はどうしても多くなってしまって、担当に連絡を取っても、なかなか連絡もつかない。チーム制を取っていても、個別のケースになると、担当でなければ微妙なところが伝わらないということ。もう一つは、電話だけではなくて、フェイス・トゥ・フェイスで個別のケースについて協議を重ねたいのだけれども、どうしてもそれが不可能であるということです。

施設側は、今、申し上げたように、自画自賛になるかもしれませんけれども、対応は大分進んできているのだけれども、その機能を十分に生かすだけの児童相談所のスタッフの問題がどうしても残ってしまうということで、アンバランスというか、そういったものがあって、なかなか対応が進んでいないというのが現状だと思います。データ的にも明らかでございますので、都会であればあるだけ、よりバラエティーに富んだ事例が多いと思いますので、より多く必要ではないかと思いますが、是非御検討いただければと思います。

○松原部会長 児童相談所の職員数の不足ということに関連しての御発言だったと思います。

これに関連して、東京都は、年度末のいわゆる在宅指導、2号措置はやっていなくてもいいのですけれども、継続指導している件数、年度末ごとに取っていらっしゃいますか。多分、右肩上がりに、新規受付件数だけではなくて、クローズでき切れなくて、ずっと児童福祉司が抱えているケースというのは、多分、増えているはずなのですね。横浜市は取っているのですけれども。

○西尾家庭支援課長 データ的には、経年では取っていないみたいです。

○松原部会長 今後、取っていかれると、児相職員が大変だよということをあらわせるデータになるのかなと思います。横浜市の事業概要が参考になると思います。

ほかにはいかがですか。どうぞ。

○磯谷委員 資料6で、児童心理司の業務の柱が3つ出ているのですけれども、比重的には、実態としてどんな感じのかなというところ。特にコンサルテーションとかはどの程度されているのかなというところで、何かコメントはございますでしょうか。

○西尾家庭支援課長 実は、コンサルテーションのところが、もしかすると、なかなかでき切れない現状があるかもしれません。アセスメントは、例えば、一時保護をすれば、子供の状態を心理面から把握するということで、かかわりが必ず出てくる場面があるのです。それから、心理的ケアのところも、通所指導等は当然やっておりまして、その辺のところのかかわりができる。ただ、件数が非常に圧迫している中で、アセスメントと心理的ケアで手いっぱいです、もっともっと地域の関係機関の方にいろいろ心理面からのアドバイスとかをさせていただいたり、一緒に考えたりというところが欲しいところですけれども、ここのコンサルテーションのところがなかなか回らないというような声は、私は聞いたことがあります。

それから、もう一つ、育成のところで言えば、コンサルテーションのところこそがOJTでなければなかなか育成できない部分で、アセスメントですとか、心理的ケアのところは座学プラス経験を重ねていけば、ある程度積み上がっていくのですが、コンサルテーションはまさに、

例えば、先輩方のケースワーク的な要素も含めたかかわり方ですとか、関係機関との調整とか、背中を見ながら学んでいくというところが必要となるのですが、余裕がなかなかない中で、学ぶ機会もない。そういう面からも苦戦している部分ではないかなと、ちょっと私見めいていますけれども、考えております。

○松原部会長 大枠で、この3つの業務をするバランスと、いわゆる「愛の手帳」の判定をするバランスというのは、どのぐらいのバランスになっていますか。

○上川児童福祉相談専門課長 御指摘のとおり、障害相談にかかる「愛の手帳」の判定業務というのは、かなり児童心理司の業務負担になっているかなと思っております。先ほど御指摘のコンサルテーションの部分も、そこら辺で余裕ができれば、でき切れる部分もあるとは思うのですけれども、なかなかここまで行き着かないというのが、人数的なものも含めて、限界になっているところはあるかなと感じております。

○松原部会長 済みません、もう一点、別の質問なのですが、経験年数を資料8で出していただきました。先ほどキャリアパスのお話をされていましたが、一度、児相の経験を持たれた方で、何年か後に戻ってくる率というのはどのくらいあるのですか。

○上川児童福祉相談専門課長 済みません、感覚的な回答になるかと思うのですけれども、戻つてこられる方が皆無ということではないのですけれども、かなり少ないかなと思います。出られる方の場合には、先ほども何回も出ていましたけれども、バーンアウトして出られる方がいらっしゃいますので、また現状のかなり業務煩多な児童福祉司に戻るということはかなり難しい状況もあるのかなということは考えております。

○松原部会長 そうすると、経験年数が短くて出てしまつて、もう戻つてこないというパターンが定着すると、人数が増えて、なかなか力は上がってこないということになりますね。
ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○武藤委員 先ほどの今田委員の御発言とちょっと似てくるかもしれないのですけれども、資料7で、全国平均からすると配置が非常に少ないのだということで数値がしっかりと出ているわけで、大都市部だからこそ、発生率みたいなものも非常に多くなるわけで、児童養護施設等もそうなのですけれども、将来的にどれだけ虐待が多くなるだろう、それから、社会的養護の数値が上がるだろうということで、後期行動計画等々で施設数がどのくらいだとか、グループホームを幾らにするだとか、養育家庭に委託するのをどのくらいにするのだということで、5年ぐらいの計画を立てながら、それに向けての予算要求をしたりすると思うのですけれども、児童相談所の福祉司の将来的な見通しだとか、心理司の見通しだとか、そういうものを計画を立てて、何か年計画でこうやっていくのだというようなものは東京都は立てられているのかどうか。質的なアップもしなければいけないのだけれども、完全に量的に足りないわけですね。だから、そういうものをしっかりと立てて、一気に何百人も増やすというのは予算的には難しいと思うので、そういう数値をしっかりと出しながら、予想を立てながら、それに見合う人的な配置計画というのですか、そういうものを立てるべきではないかと思うのですけれども、その点、いかがになっているのかと思います。

○西尾家庭支援課長 まず、現状ですけれども、そういう中長期的なスパンで計画を立てているというところがないのですね。現状を言えば、どこもそうなのかもしれませんけれども、この児童虐待の世界、例えば、ネガティブインパクトで、深刻な死亡事例が出てきたときに、社会的なインパクトで、これを増やさなければいけないということで、次から増やそうというよ

うな、やや五月雨的に増やしてきたというのが現状でございます。

ただ、このグラフのとおり、東京都におきましては、本当に人が足りないというところが、こういった全国比較でも顕著にあらわれているので、今後、私どもが考えている1つの手法としては、もう一回、一人ひとりの業務の内容、ケースにどれだけかかっているのだという、そういったきめ細かい分析もしながら、ケース、それにかけて、どれぐらいの全体の業務量があって、それにはこれだけ必要なのだというところを、しっかりとエビデンスをつけて、計画的に、段階的に要求していこうというところは今、検討しているところでございます。

○松原部会長 委員会側からの提言の中に、そういう計画的な増員というのも盛り込んでもいいのかなと思います。

どうぞ。

○柏女副部会長 済みません、遅れてきて申し訳なかったです。

今、西尾課長は計画的に進めているところはないおっしゃったのですけれども、実はありますて、千葉県がそうなのです。千葉県は、ここで見ていただくと、かなり全国平均に近づいているのですけれども、最下位だったのです。東京都よりもだめだったのです。それで対応が遅れたために死亡事例が続きました。そこで、死亡事例検証と、それを克服していくための構造的な問題に対応するための社会的資源の在り方検討会を両方、審議会の中に設けて、そこで全国平均に持っていくのだという数値目標を立てて、年間計画で何人ずつという形で提言をして、それで増やしてきたことがありますので、できないことではないと思います。

それから、これは人口分でやっていますが、千葉県ではそうではなくて、たしか児童人口分でやったのです。つまり、都市部は児童人口が多いわけです。割合が高いわけですので、石川県とか、郡部の方は高齢者の人口が多いわけで、子供の人口は少ないわけですから、もっと極端に差が出てくると思います。そういう形で示していきながら、配置計画を立てていくということが大事だと思います。

もう一点伺いたいのですけれども、児童福祉司は今、都内で公募ですか。

○西尾家庭支援課長 いろいろなルートで配置しているのですけれども、1つは、庁内公募と言っていますけれども、都庁内で手を挙げた人たちになってもらうところと、あとは純粋に人事サイドによる人員配置、異動のところで来ていただくるルート、それから、先ほど少し触れましたけれども、任期つきの、3年、延長して5年ですけれども、任期のついた児童福祉司の採用と、そういったところでミックスして配置しております。

○柏女副部会長 わかりました。千葉も庁内公募したのですけれども、不人気職場なので、ほとんど来ないという状況なので、教育委員会の教員を持ってくる。教育委員会に持ってくるのではなくて、児童相談所に持ってくる。両方とも行政機関ですから、そこに持ってきて、3年ぐらいで戻すというやり方で増やしていくことがあります。勿論、これはデメリットも大きい。つまり、ソーシャルワーカー的な援助と教員の援助は援助観が全然違うので、上から目線でやってしまったりということがかなりあるので、そこは最初の研修のところでしっかりとやっていかないとならないし、これは無理だという方もいらっしゃることは事実ですので、慎重にしなければいけないとは思うのですけれども、そんなやり方で増やしていくこともあります。

以上です。

○松原部会長 児童相談所をめぐって、ほかに。どうぞ。

○網野委員 オブザーバーとしては終わりのところの方がいいかと思うのですが、これは本当に重要な課題ですので、一言よろしいでしょうか。児童福祉司という専門職は何かということを言いますと、私もずっとこの分野にかかわっていた中で、東京都は歴史的に特別の児童福祉司の任用といいますか、体制があって、いまだに関係している部分が多いかと思うのです。歴史的には児童福祉司というのは名誉職という趣旨で出発した部分もあったのです。その点で、東京都はまさに等級とか、そういう処遇関係からスタートして、何十年もその歴史があったと思います。審議会でも、過去、これを本当に変えてはどうかという意見が示されたりした経緯があります。

一番のポイントは、先ほど来、資料7で出ておりますが、児童福祉司数の全国平均ということで比較した場合、私の主觀も入っている部分があるかと思いますので、もしあれでしたら修正していただきたいのですが、棒グラフの非常に低いところは、具体的に言えば、児童福祉司、相談員というふうな形で、最初から福祉専門職として採用、そういう流れでの場合は、低い棒グラフ、つまり、量的にも質的にもややポイントの高いことと結びついていると考えられます。

長年にわたって東京都の児童福祉司の専門性ということでは、相当いろいろ充実強化が検討されてきたと思うのですが、例えば、専門性を支える人員配置になっているか、資料4などでも出ておりますが、福祉職73.8%。先ほど3つのコースでの福祉職の任用というお話をありましたが、任期つきの場合は専門職としての専門性の高い部分があるでしょうが、継続的には、その後もずっと影響を与えるような流れにはなりにくい。どうしても緊急に対応しつつという流れで強化されて來ていたかと思います。その点で、どこかに資料がありました。“児童福祉司になるつもりではなかったのに、今の職に……”というふうなモチベーション、あるいはアイデンティティーの問題も絡んでくると思います。この点で、今度はもう少し強く、この点を本当に変えて、1年でも早くやることが、いずれ必ずプラスになってくると思うのですが、とてもない大きな課題でしたら、ちょっと難しいです。なぜ東京都は、児童福祉司に関連する採用、任用に関しては従来どおりなのか、個人的にもちょっと疑問を持っておりますので、一言申し上げさせていただきました。

○松原部会長 ありがとうございました。

東京について、たしか変更もあったかと私は記憶しているのですが、御説明をお願いします。

○西尾家庭支援課長 時期的な正確性は欠いてしまうかもしれません、東京都の場合、従来、児童福祉司は係長級がなっておりました。ただ、児童相談所を改革しようというところで、いろいろな層から人材を集めようと、あと、人手も足りないというところもあったのですけれども、平成15年に係長級の縛りを取り払って、今は主任もいますし、主事もいるといった状況になっています。

○松原部会長 ほかに御質問、どうぞ。

○磯谷委員 任期つきの方についてですけれども、任期つきで入ってこられる方は、5年たてば出てしまうわけですね。彼らのライフプランといいますか、彼らの視点からすると、任期つきというのはどう映っているのか、辞めた後、どうされているのか、この辺りはどういう情報がありますか。

○西尾家庭支援課長 このまますと東京都の児童福祉にかかわりたいというコースのパターンとしては、キャリア採用というのがもう一つあるのです。児童福祉という枠がありまして、具体的に言うと、児童相談所と自立支援施設、このどちらかの配置でずっと正規職員として働い

てもらうキャリア採用という枠があるのです。それが今、3名枠がありまして、これは東京都の人事委員会の試験を受けていただいて、パスされれば任用になるのです。その中身を見てみますと、任期つきの方がこれを受けていただいて、そのままキャリア採用として働いていただくというコースが1つあります。

ほかの任期の方では、私の知っている範囲では、子供家庭支援センターの任用になつたりですとか、他県の児童福祉司になつたりですとか。統計ではなかなかわからないのですが、私が知っている範囲だと、そのようなコースがあるかなと思います。

○松原部会長 影山さん、それでいいですか。

○影山児童福祉相談専門課長 今、西尾課長がお話しされたとおりで、他県というか、関東近県の政令市、川崎、相模原、横浜、この辺のところに随分採用されている方がいるので、そういう意味では1つの供給源にはなっているのかなと思っています。

○磯谷委員 わかりました。ありがとうございます。ただ、それでいいのかというか、やる気があってといいますか、志願して来られて、任期つきで、3年とか5年で終わってしまってというところは不安定ですね。基本的にそういう採用というのが、その人たちにとってもいいのかどうかなというところは、私としては考えています。

○西尾家庭支援課長 その点は私も同感で、キャリア採用枠が今、3なのですから、ここをもうちょっと増やしていただけないかなということで、今、人事委員会サイドには要請はしているところなのです。その間口を広くして、1つのルートを太くしていきたいとは考えております。

○松原部会長 ほかにいかがですか。どうぞ。

○柏女副部会長 先ほど網野委員もおっしゃられたように、児童福祉司の数と資格、採用方法等については、以前から随分とここでは議論もしてきていて、うろ覚えなのはすけれども、東京はずっと児童福祉司の数が少ないわけですけれども、その理由として、東京都全体で考えないといけないという話を聞いた記憶があって、つまり、子供家庭支援センターに職員を充当しているわけで、他の県ではそういう制度はありませんので、そこは一般財源化されている家庭相談員なわけですので、そこを強力に専門職を置くという形で、子家センは、今は民間だけでは限界があるということで、かなり公立が入ってきましたけれども、当初は公立ではなくて民間だけでしたので、そういうことが1つあるので、東京都として、この虐待対応なり、子供の相談対応の哲学をどうするのかというところはしっかりとここで議論しておかないと、つまり、児童相談所一極集中でやるのか、あるいは区市町村の力をつけるということにすれば、東京都の児童相談所の職員は少なくともいいわけで、そこをちゃんとしておかないとならないのではないかと思いました。

○松原部会長 ちょうど次の枠組みの話につながっていく御発言でもあったのですが、最後に私から、先ほど資料5を使ってお話をあった、児童福祉司の方が全部やるという今の東京都の業務体制はちょっと見直せないか。A市、B市、それぞれ分業制を取っていましたので、例えば、インタークワーカーを置くとか、施設入所担当の係を置くとかですね。外を飛び回っている間にインタークをやれなどというのは無理なので、人を増やしていくことと同時に、業務分担、体制の見直しもした方がいいのかなと、個人的には思っています。

それでは、ちょうど柏女委員の御発言があって、区市町村の体制をどうするかという御発言がありました。資料14と15で、まず事務局から御説明いただき、児童相談所との関係で

も議論ができると思いますので、御説明を受けた後、最初の枠組みも踏まえて、全体的なディスカッションをしたいと思います。では、よろしくお願ひします。

○西尾家庭支援課長 それでは、資料14の説明に移りたいと思います。区市町村の子供家庭支援センター関係でございますけれども、先ほどの柏女委員の御指摘のとおり、私どもは児童相談所と区市町村の子供家庭支援センターを車の両輪にいたしまして虐待対応をしております。目下、車の両輪をフルに活動しても、なかなか件数的に対応できない。子供家庭支援センターもケースに追われているという実情があります。児童相談所、子供家庭支援センターの双方、質量とともに、いろいろ機能アップを図っていかなければならぬということで、そのメニューの1つとして、これは平成23年度からですけれども、新規の子供家庭支援センターへの支援策を構築しております。

1つが、虐待対策調整事業ということで、虐待対策のコーディネーターの配置をしていただこうということです。これは、業務内容のところにありますけれども、支援センターのケース全体の割り振りや助言、進行管理、そういったことと、あとは個別ケースにおける関係機関との調整等を行う。それから、ネットワーク形成等における関係機関調整等も行っていく。こういった調整機能を専門とする人間、コーディネーターを配置してほしい。これにつきましては、人件費補助的な性格を持ちますけれども、是非、東京都としては置いていただきたいということで、今、進めておりまして、次回、データはお示しさせていただきこうと思いますけれども、20ぐらいの自治体で置いていただいているところです。この辺のところは引き続き区市町村に働きかけて、配置をさせていただきたいと思っております。

それから、もう一つが、虐待対策ワーカー。これは先駆型の子供家庭支援センター、先駆型といつても、区市は全部先駆型になっておりますけれども、虐待対策ワーカーというのを配置していただいておりますけれども、更に児童人口に応じて、このワーカーの増配置ができるような補助の仕組みをつくっております。

こういった人的な増配置の支援をつくることによって、子供家庭支援センターの機能強化を図っていただきこうといった事業でございます。

それから、もう一つ、資料15は、ごらんいただいたとおり、研修のメニューでございます。東京都が行っている支援センター職員の研修ですけれども、例えば、新任の支援センター長への研修ですとか、あとは、年に1回ですけれども、子供家庭支援センター長すべてを集めての研修、あるいは新任の職員への研修等を行っております。それ以外にも、委託でいろいろな大学の先生方をお呼びして、テーマ別に研修を行っているという状況でございます。子供家庭支援センターへの支援につきましては、先ほどチーフの機能のところでも触れましたけれども、各児童相談所のチーフが、例えば、週に1回、月に2~3回かもしれません、子供家庭支援センターの援助方針会議的なところでお邪魔をして、指導、助言をさせていただく。そういう機会を通じて力量アップも図っておりますし、いろいろな研修メニュー、それから、人的配置の支援に加えて、この地域支援で総合的に力量アップを図るという状況でございます。

以上でございます。

○松原部会長 それでは、質問をどうぞ。

港区は、子家センの受理会議にそのワーカーが見えているのですが、これは全区市町村でそういうだと理解していいのですか。

○西尾家庭支援課長 頻度の差はあるのですけれども、チーフの機能としては、それをしてくだ

さいということで、こちらの方ではお願いをしているところです。

○松原部会長 今年から、去年から。

○西尾家庭支援課長 23年度からです。

○松原部会長 そのことで、従来指摘されていた子家センの力でのこぼこというのは平準化され てきているのですか。

○西尾家庭支援課長 そこはまだ目に見えては出てこないのですが、ただ、幾つかの自治体で聞 こえてくるのは、受理会議ですか、援助方針会議に出席して、その場でアドバイスをいただ くというのは非常に効果的だと、そういったお声はいただいております。

○松原部会長 いい試みだと思うのです。それまでの死亡事例の検証の中では、これは児相のケ ースだからとか、これは子家センのケースだからと、本来一緒にやらなければいけないのに、 お互い、そちらさんのケースでしようみたいなことがあったのですが、それが一緒に機能する ことで随分変わってはきていると思うのです。

子家センは、常勤、非常勤の割合が自治体によってそれぞれ違いますね。その辺りは何かガ イドラインがあるのですか。

○山川家庭支援課子育て事業係長 子育て事業係長の山川です。

補助金の基準といたしましては、虐待対策ワーカーにつきましては、いわゆる常勤という形 でお願いをしているところです。あと、心理であるとか、専門性を持った方につきましては、 非常勤等での対応ということでお願いをしているところでございます。

○西尾家庭支援課長 東京都としての補助基準のほかに、区市町村独自でかなり厚目につけてい らっしゃるところもありますので、そこはばらつきがあると思います。

○松原部会長 ほのかはいかがですか。共同の話ですので、児童相談所の課題に戻っていただきて も結構です。どうぞ。

○柏女副部会長 先ほどの質問に戻るのですけれども、東京として、児童相談体制にどういう哲 学を持つかという話なのです。つまり、区市町村の対応力を強化させるということでは、ほか の県に比べれば、そこはやっているというふうには思うのです。だから児童相談所の職員が少 なくていいというふうな御判断なのか、あるいはそうではなくて、児童相談所の職員もやはり 他県と平均の線のところに持っていくなければならないのか。持っていくなければならないとする ならば、区市町村の先駆型の虐待対応のところと児童相談所の役割分担は他県と比べてど ういうふうにしようとしているのか。その辺のところがないと、財務の方もやりにくいのでは ないかという気がして、私が財務だったら、切るという感じにしてしまうのですけれども、そ の辺は何かありますかね。

○西尾家庭支援課長 オーソライズされたところはないですね。そこは、委員の御指摘どおり、 非常に重要なところで、しっかりとした議論をしようという気持ちはあるのですけれども、な かなか結論が出なくて、繰り返しになって恐縮なのですけれども、そうこうしているうちに件 数は上がる、死亡事例がまた出てきて、また件数が上がる。そうしていくと、これは区市町村 も支援が必要ですし、児童相談所本体の数も、ごらんのとおり足りないよねというところで、 対症療法的にやらなければというところです。ただ、ここに来て、先ほどの長期的なスパンで ある程度必要なのだという、その視点は必要だろうなと思っています。例えば、先生方から、 この場で御支援をいただいて、中長期的なところで人員計画等も必要なのだというところをい ただければ、そこはそれで私どもも対応していきたいと思っています。

○桃原少子対策社会部長 若干補足させていただきたいと存じますが、先ほど来、先生方にいろいろ御指摘いただきまして、私どもとしては忸怩たる思いがかなりあるというところをまず申し上げなければいけないと思うのです。手元にある資料で申し上げますと、次回までに整理してもう一度出させていただきますが、平成13年度の時点で児童福祉司は、いわゆる係長だったころだと思いますが、106人だったわけです。これが翌年に配置基準の改正で128人になりますて、その後、平成18年度に、恐らく現在の配置基準の改正がありまして、159人になった。その後、虐待の対応の強化であるとか、区市町村支援の強化であるとか、さまざまな理由をつけまして、今、183人に来たということでございまして、この10年間を見ますと、70人弱の増員は図られたということで、恐らく東京都全体の人的な定員管理の常識から考えますと、1.5倍以上の増になったということについて申し上げますと、恐らくほかに全く例がないところだろうとは思います。

そもそも出発点だったところの配置基準、しかも、何万から何万の中の下限を取っていたということでございまして、先ほど御指摘ありました児童人口であるとか、大都市特性であるとか、そういったところの要素は恐らくほとんど加味されていなかったであろう。一方で、柏女先生から御指摘ありましたとおり、子供家庭支援センターという独自の制度を持ちまして、この間、進めてきたというところがありますので、企業会計で言うならば、連結決算的なところで、足したところで、ある程度充足した上で、そういったものも加味すると、下限でよいのではないかという議論が半ば感覚的に行われていたのだろうと思われます。

ただ、一方で、西尾からも縷々御説明させていただいているとおり、虐待の状況の悪化であるとか、もう一つは、大変残念な話ですけれども、人材育成であるとか、任用の配置が思ったように進んでいないというところもございまして、現在の183人で7万云々という問題もありますし、183人という絶対数も含めまして、恐らく児童相談所の現場としては、相当な渇望感がある。全国平均から見ますと85人とございましたけれども、先ほど御指摘になりました区市町村との連結決算でどうだこうだということで多少の加味があったとしても、恐らく85人に近いところの不足感みたいなところは現状であるのだと思っております。

したがいまして、今後また整理させていただきたいと思いますが、今、区市町村に配置されている人の、そもそも制度上の配置基準がどうであるか、一方で、区市町村は独立した自治体ですので、人数にしても、配置する人材にしても、それぞれの御判断で、それぞれ異なる考え方で配置されておりますので、そういったものが現状どうなっているかということで、それを全部並べた上で、今の児童福祉司と、区市町村で担っている児童相談所と連動して、担っている人が大体どれぐらいいて、それが充足なのかどうかということを、完全に数的に分析することはなかなか難しいと思いますけれども、観点を少し整理させていただいた上で、また次回、議論の材料として申し上げたいと思っています。区市町村の子供家庭支援センターですけれども、私が改めて申し上げるまでもなく、児童虐待防止法の中で、区市町村の役割として明確に位置づけられているというのもございますので、区市町村本来の役割の部分もこの中に入っているということもございますので、その部分と児童相談所もしくは児童福祉司と代替するところがどういうような部分であるかということについても分析が必要だろうと思っております。

○松原部会長 単純に連結決算とおっしゃったようにいかないと思うのですね。区市町村独自で相談をやっていて、それは全部、児童相談所の代替だということではないと思いますし、先ほ

ど言ったように、1人当たりの持ちケース数というのは、児童相談所そのものの忙しさになつていて、武藤委員や今田委員から御発言あったように、連絡取ろうとしてもなかなか取れないという実情が対施設関係でもあるわけですから、そこをデータで幾つか違うものを見ると、あらわせるものがあるのかなと思います。

○柏女副会長 今、部長がまさにおっしゃったことで大事にしなければいけないと思っているのは、区市町村が本来やらなければいけない部分があるわけで、その本来やらなければいけない業務と、児童相談所の肩代わり業務をどのくらい区市町村がやっているのかどうか。やっていない、あるいはやれないのだったら、児童相談所の職員を増やさなければだめなのです。それを見るためには、タイムスタディをやってみればいいと思うのです。どういうケースに対して、1週間、どういう対応をしたのかというのを、子家センと児童相談所の職員でやってみて、業務の違いがあるのかどうか、それから、事例の困難度がどうなのかということで見ていくしかないのではないかと思います。全然違うケースをやっているのだったら、児童相談所の数を増やすないとだめな話ですし、児童相談所がやっているような立入調査とかに近いようなことを子家センも一緒にやっているというのであれば、それは肩代わりしてくれているのでしょうか。立入調査は子家センがやるということは、児相と一緒にやるしかないと思いますけれども、児相がやっているような困難ケースの対応と同じことを子家センがやっている時間がどのくらいあるかということで見ていく必要があるのではないか。そうすると、データとしても見えてきやすいのかなと思いました。児童相談所のタイムスタディを昨年度やって、東京都にも御協力いただいたのですけれども、今、とりまとめ中です。ただ、それは児相だけのタイムスタディなので、子家センはやっていないので、それと同じようなやり方で子家センもやってみるとかいうふうにしていただくといいのかなと思いました。

以上です。

○松原部会長 東京ルールで言う援助要請のケースの分析になるのですかね。

ほかにはいかがですか。今田委員、お願いします。

○今田委員 こだわるようですが、社会的養護を担っている施設側から見ますと、子家センが充実するのは、それはそれで非常にうれしいことではありますけれども、措置されてきた人たちの対応は児相しかできないわけで、現場から見ますと、児相の人数が圧倒的に不足しているというのは実感として我々は持っているということだけ申し上げておきたいと思います。

○松原部会長 どうぞ。

○犬塚委員 2点、質問と、それから、意見を申し上げたいと思います。

1点は、今、今田委員からも話がありましたけれども、児相しか担えない部分があるということに関してです。措置された子供の家庭復帰にかかる問題というのは児相しか担えない。それから、子供家庭支援センターの方で見ていると、強制介入が必要であるケースについては、最終的に児相と連携してアセスメントをして、それに沿って児童相談所が動かないとケースワークが動きませんし、強制介入はできないことがあります。私も子供家庭支援センターに月に1回行っているのですけれども、そういうケースについて、連携が取れない、アセスメントを共有できないということと、それから、やはり担当児童福祉司に連絡がつかないというのはどこでも出てくる意見です。私は今、再統合のグループに行ってていますけれども、親からの不満の多くが、何度連絡しても担当児童福祉司と連絡が取れないし、伝言を頼んでおいても

連絡が来ないということで、ものすごく基本的な部分で親との関係を損ねているということです。なので、数の問題は大きい。質を高めればいいというのは勿論ですが、とにかく連絡がつかないというのは、どこのレベルでも聞く話です。

もう一つ、子供家庭支援センターとか、施設に入っているお子さんたちの相談を受けていて感じるのは、児童福祉司の対応能力の低下です。私も3年前まで児童相談所に15年いましたので、虐待対策が東京都では本当にどんどん進んでいた、その時期にいたわけです。児童相談所改革もあり、チーフ制が導入され、先ほど児童福祉司の任用の問題も出ていましたが、係長級だけではなくなりました。児童相談所が改革される中で、虐待についても児童福祉司の理解がどんどん深まって、対応能力は高まってきたかなと思われた時期でもありました。今、経験年数についてのデータに触れられていきましたけれども、ちょうど世代交代が私が辞める少し前から始まっていて、せっかく積み上げたものが全く伝承されていないはどうしてなのかという現象がいろいろなところで起こっています。

基本的なアセスメントとか、リスクアセスメントも含めて、以前はもう少しできていたのではないかなど私は思っていたのですけれども、子供家庭支援センターとか施設のケースを見ていると、基本的なところができていないし、お話を聞くとその背景に、児童福祉司さんの経験年数が少なかつたり、チーフ制はあるのだけれども、その中の指導体制がうまくいっていないというようなことがあります。

この問題はすごく深刻で、今、今田委員からの話もありましたが、施設の方では、むしろ経験が積み重なってきて、ある程度力をつけてきているところも、全部ではないのですけれども、あるわけです。そうすると、情報を集めて丁寧にアセスメントをして出した方針が児相と一致しないという問題が起きてきて、施設の方が指導権を握ってやればいいのですけれども、できないので、児相と施設、あるいは子供家庭支援センターとのアセスメントが違う中で、ケースの動きが止まってしまい、子どもに不利益なことが起こりかねない状況があります。

専門職採用にどうしてならないかという話が今出していましたけれど、私もずっとそう思っています。虐待というのは、高度な知識と意識の高さというか、それに取り組もうという志がないとできない分野なのです。なので現在の採用の仕方でいいのか。そして、今、任期つきの話が出ましたが、勿論、いろいろな人がいますので、一律には言えないのですけれども、児童福祉司になろうとしてきた人たちで、意識が高い人たちが多かったかなというふうに思ったりしているので、そういう意識の高い人をどう採用し、どう育てるかということについて、少し考えないと、数も勿論必要ですが、数だけではうまくいかないということがあるのかなと思っています。

それから、2点目は児童心理司に関してです。今、児童福祉司の話だけで、児童心理司の話が出ていなかったのですが、児童心理司の配置も、この統計からわかるように、東京都はすごく低いです。強制介入が必要なケースのアセスメントには、ソーシャルワーク的な視点だけではなくて、精神医学的にもそうですけれども、心理学的な視点は欠かせないです。現在どうなっているかわかりませんが、以前の歴史的な背景から言うと、東京都は児童福祉司が力を持ち過ぎていて、児童心理司と横並びの協力が取りにくいという状況がありました。現在、それが解消されているのかどうか。児童心理司の経験年数のデータがないので、そうではないのかかもしれませんけれども、専門職採用で、児童相談所に長くいる方が多いのかなという気もしています、経験から言えば、児童心理司の方が経験を積んでいる方が多いのかと思うのですが、

発言権の問題がその後改善されているかどうか。児童心理司と児童福祉司の連携の問題はどこにも取り上げられていないですし、データも、出しにくいところかもしれません、重要な問題だと思います。例えば、A市とかB市の例にあるようなグループ制になっているところは、多分、職種間の連携がもう少しうまくいくように組み立てられているのではないかと、一これは推定ですけれどもー、思います。東京都の場合は、入口から出口まで全部を児童福祉司が担っているということで、その中でいかに児童心理司と連携を取っていくかということで、もう少し対応能力とか、ある種の効率性も上がると思うのですが、その辺が今、どうなっているのかなというのかが質問です。その2点です。よろしくお願ひします。

○松原部会長 犬塚委員の御発言、事務局から何かあれば。

○西尾家庭支援課長 最後のところからいきますけれども、児童心理司と児童福祉司の連携のところなのですけれども、児童心理司については、今、データがないのですけれども、やはり経験年数が浅い心理司も増えているのですね。その中で、係長が新人の心理司のOJTを担うことになるのですが、やはり業務量が非常に圧迫している中で、なかなかOJTがやり切れないというところは現場の声として聞いています。

あと、発言権のところなのですが、これは各現場で違うと思うのですけれども、心理司も福祉司も経験年数の浅い職員が増えているというところでは、状況は前と変わっているのか、変わっていないのか、ちょっとわからないのですけれども、苦しい台所事情が2つもあるというのを言えると思います。

もう一つの児童福祉司の採用ですか、経験年数が浅い職員のアセスメントの問題なのですけれども、これはまさに育成のところに直結している問題かなと思っています。その背景には、これも心理司のところで触れましたけれども、もしかしたらOJTがもっと機能しないといけないのかなと。この育成の大きなテーマでもありますけれども、全体的に業務的な圧迫があって、指導すべきベテランの職員が困難ケースに取られてしまっていて、新人、あるいは経験の浅い職員に対する的確な指導、助言が即座にできているかどうかというところは疑問があるところです。

それには、やはり人手的な話になってしまふのですけれども、先ほど家庭裁判所の調査官の育成の話がありましたけれども、あそこは2年間、ケースを全く持たせずにマンツーマンでやるといった徹底した育成システムがあります。うらやましいなと思っておりまして、児童相談所も、2年間とは言わず、例えば、半年間はケースを持たせずにしっかりと育成ができれば、スキル的にも違うのかなと。それには全体的な余裕が必要かなと思っておりまして、そういう意味でも、数的なところ、欲しいなというのは実感としてあります。

あと、採用のところは、複数の委員の先生方からいただいておりますけれども、確かに大事な視点だと思っておりますので、ここは引き続き検討するところかなと思っております。

○桃原少子社会対策部長 濟みません、採用のところで少しだけ補足させていただきたいと思います。今、西尾から御説明させていただいたとおり、今回、家庭裁判所の調査官の資料をあえておつけしたというのは、そもそも採用のところで専門性を、キャリアとしてどこまで要求をするのか、実は、この調査官の採用の案内を見ると、もともと必ずしも専門性を要求していないくて、ただし、例えば、法律を、この後になりわいとするというようなことの基本的知識であるとか、姿勢であるとか、そういったところを問うということで、基本的なスキル自体は任官した後に研修の中で身につけさせる。勿論、ドロップアウトする人もいるのでしょうかけれども、

そういうシステムだろう。

そういうことを考えたときに、児童福祉司というものの採用を独立してやったとして、その専門性というものを、多少のキャリアアップの期間があるにしても、すぐさま使えるというような専門的職種として採用ができるのかどうかということについて、今の行政系の試験採用という仕組みからすると、例えば、医師とか看護師とかに比べると、かつちりとした国家試験があるわけでもない中で、その資格を前提とするわけでもない試験採用というのはなかなか難しい。そうなってしまうと、いっせいのせで、ある日、集まってください、試験、採一やります、論文書いてください、二、三度面接しますというようなところで、一生児童福祉をやるという人をそこだけで絞り込めるかということについて申し上げますと、公務員の人事制度の中では、では、児童福祉司の専門性とはかくかくしかじかであるというところが今まで議論し尽くされていないのではないかという感じがしております、仮に相当区分して児童福祉司採用するということになると、その専門性であるとか、選考の在り方については、今までの制度を根底からひっくり返すような議論が必要であろう。

そうであるならば、例えば、事務職であれ、今の福祉職はケアワーカーも入っていますけれども、そういうところで採用されたところから内部任用的なことをして、家庭裁判所の調査官的な育成のような期間を経てやるというようなシステムになるのではないかというふうに、幾つか方法論があるのではないかと思っておりまして、これもまた次回、我々の方で御提示をさせていただきたいと存じますけれども、今日は是非、学生の育成であるとか、そういうところに携わっている先生方もいらっしゃるので、例えば、勉強している人がこういうふうになるようなシステムが望ましいというようなことも御示唆いただければ、大変ありがたく存じます。

○松原部会長 網野委員、柏女委員、私と、3人ぐらいしかないですが、では、柏女委員、どうぞ。

○柏女副部会長 児童福祉司は福祉職採用しかないのではないかですか。それをやるか、やらないかの話で、他県はかなり取り入れているわけですので、それを東京がやるか、やらないかという話だけの問題だと思います。千葉も福祉職採用していますし、神奈川もやっているし、埼玉もやっているし。

○松原部会長 東京もやってはいる。

○柏女副部会長 東京もやっているなら、それでいいのではないかですか。

○松原部会長 ただ、施設に行ってしまうでしょう。

○柏女副部会長 それを施設へ行かせている人事の問題なのではないですか。

○桃原少子社会対策部長 我々も他県のことも少し勉強しなければならないと思いますけれども、福祉職というような概念が公務の中では確立していないと思っております。なぜかと申し上げますと、例えば、児童福祉司、もしくは児童支援施設の指導員ももしかすると入るかもしれません、かつて福祉指導職というものもありまして、大卒の資格等であったのですけれども、これは、幾つかの実習をして、いわゆる競争試験でやることになっておりました。そういう職種のままの、ある種の流れの中での福祉職というような職種が、少なくとも東京都の中では採用になっておりますし、他県も、児童福祉に特化したような採用試験が行われているというのも余り聞いたことがありませんので、採用の在り方というのでしょうか、そこはかなり詰めていかないと、少なくとも東京都の中で特定の職種化するというのは、私はなかなか難し

いのではないかと思っております。

○柏女副部会長 見解の違いだから、しようがない。

○松原部会長 どうぞ。

○網野委員 東京都の児童福祉司採用の歴史上の一番のポイントだと思います。例えば、なぜ国家資格としての社会福祉士があるか。1つ考えても、福祉職というイメージは相当明確にはもう示されている時代ではないかと私は思います。しかも、大学卒、大学院卒の方だけでなく、先ほど来お話が出ていますような任期つきの、期限つきの児童福祉司、むしろそのような方がその後もずっと継続して任用されるようなシステムも、やはりそういう中に含まれていると思います。行政職というのは、いわゆる一般行政職の意味ですね。その一般行政職というニュアンスを変えていくというところが一番のポイントであると思います。

○松原部会長 うちの学生で、例えば、横浜市福祉職採用で受けると、着任時点で福祉事務所へ行くか、直営の施設へ行くか、児相に行くか、ここは決まってないですね。そうすると、私のゼミにおいて、児相に行きたい、そこは迷いますね。だから、必ずしも児童福祉現場へ行けないで生活保護分野に行ってしまうのではないか、だったら児童養護施設に行けば、そこで必ず仕事ができるので、そちらの進路を選びますという学生が何人かいいます。児相を希望したら児相に行けるというシステムがあれば、受ける母数は、明治学院だけに限らず、あるのではないかと思っていて、それは都の採用の中でどういう工夫をされるか、工夫の余地はあるのかなと思います。

さて、もう全体をめぐっての話になっていますので、今日、高田委員の御発言がないので、何か、感想も含めてあれば、一言。

○高田委員 先ほどの2年目、3年目の方がお辞めになるケースが多いというので、多分、一般企業でも、そういうところは転職される方が多かったりするので、どうすればモチベーションを上げて継続していくかというのは、一般企業で取り入れているようなことを1つ参考にするというものもあるのかなと感じました。

○松原部会長 何か例示みたいなものがありますか。

○高田委員 それは企業によってかなり異なるかなと思います。

○松原部会長 それでは、残り時間も少なくなってきたが、どうぞ、武藤委員。

○武藤委員 全体的なことということなので、全体的な発言をさせていただきたいと思います。まずは、何回も言うように、配置の人数が足りないと思っていますので、配置については、当面は計画をしっかりと立てながら増員を図る。ゆくゆくは、柏女委員がおっしゃるように、区市町村との役割をどうするのかということで、一定の指向性を出していくことが必要なのではないかと思っています。柏女先生を先頭にしながら、社会的養護は国の方で、かなりの将来像という形で、10年後、十数年後の社会的養護の在り方というのを今回出したのですね。そこには、国の方の委員からも随分意見が出されたのですけれども、児童相談所をどうするのかということには全く触れていない。社会的養護の部分を考えるときに、児童相談所をどうするのかで大きく変わってくると思うのですね。国の方はそういうことで、児童相談所の在り方がまだきっちり定められていないのですけれども、社会的養護の部分については、10年後等々含めて、どうするかということで、賛否両論、いろいろな意見は出たのですけれども、ある一定のグランドデザインを描きながら、そこに向けて予算を、それから、職員の配置もこうしていくということで、一定しましたということになります。

ですので、東京都は以前、児童相談所の副技監等々も意見が出されていたと思うのですけれども、そういう状況では、多分、広域の部分が必要だろうと思うので、一気にそこに行くということにはならないのですけれども、10年後、下手すると20年後の方向として、こういうことが必要なのだということを思い切って提言をするということも、今後、子供家庭支援センターの一定のレベルアップを図りながら、必要なのではないかと思っています。

それから、先ほど児童相談所の量的なことに言及したのですけれども、質的な部分については、今日ここにいっぱい出されているように、能力や資質や専門性を高めるための地道な活動というのですか、そういう部分を一定やらざるを得ないなと思っています。ただ、社会的養護の現場にいると、非常にハイリスクな家庭だと、親だと、子供と対応しなければいけないことになりますので、資料4に燃え尽き症候群、バーンアウト的な表現がされていますけれども、ここにもう少し力を入れていかないと、モチベーションだけではなかなか長続きしない。だから2年、3年して、真面目な、非常に仕事を頑張ろうという人ほどバーンアウトしてしまう。私たちの施設関係もそういう傾向が出ているのですね。ですので、メンタルヘルスケアだとかも含めてですけれども、もっと整備しないと長続きしないだろうと思います。

心理司等々は、外部にスーパーバイザーも置きながら、個人的にやっている方もいらっしゃると思うのですけれども、内部の助言する人だけではなくて、やはり外にも相談ができるようなシステムだと、それから、自分が燃え尽きそうになっているのか、なっていないのかを含めて、自分の仕事の仕方の振り返りも十分しながら、メンタルヘルスケアという部分をもって制度的にしっかりと確立していくかないと、みんな燃え尽きてしまうのではないか。社会的養護の児童養護施設等々でも、今はそれぞれ施設ごとにメンタルヘルスケアにすごく力を入れながら、多少お金かかるのですけれども、外部の相談システムなどを用いながら、今、始まっています。そういう意味からすると、児童福祉司と児童相談所の職員は本当に疲れ切っているのではないかと思いますので、そういう確立もするということで、いずれにしろ、ここに書かれている部分をもっと充実させていかないといけないのではないかと思っています。

ちょっと総括的な話になってしまいますけれども、以上です。

○松原部会長 網野委員、最後に何か御発言がありますか。

○網野委員 特に結構です。

○松原部会長 よろしいですか。ほかの先生方、よろしいですか。

それでは、時間になりましたので、いろいろ宿題が出たり、事務局の方から、これを調べておきますという自らの御発言もありましたので、もう一回、この柱については議論することが予定されておりますので、次回に回したいと思います。

それでは、最後に事務局から今後の予定などをお願いいたします。

○西尾家庭支援課長 それでは、次回第7回の部会についてでございますけれども、資料はございませんが、事前に日程調整をさせていただいております。6月28日の18時45分から予定をしております。会議室等々については、また後日、改めて御連絡をさせていただきたいと思います。

また、第8回以降につきましては、別途日程調整をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○松原部会長 本日はどうもありがとうございました。これで閉じたいと思います。